

令和5年度八尾市消防団員定期健康診断業務委託仕様書

1 予定人数・費用

健康診断の予定受診者数及び費用は、次のとおりとする。

(1) 受診者数

団員総数 289人 予定受診者数 106名(過去5年に受診した平均人数)

(2) 費用

1 検査項目につき、1人あたりの金額で、当日の受診者総数とする。

2 健康診断の期間及び実施場所等

健康診断における実施期間等は、次のとおりとする。

令和5年11月11日(土) 9時～15時(休憩時間12時～13時)

八尾市高美町五丁目3番4号

八尾市消防本部1階 研修場

3 健康診断の項目

健康診断の項目は次のとおりとする。

(1) 健康診断の検査項目

受診団員を対象に下記の検査を行うものとする。

ア 問診(既往歴・業務歴・自覚症状及び他覚所見の有無・生活状況・家族の病歴に関する調査等)

イ 血圧測定

ウ 尿検査(糖・蛋白・ウロビリノーゲン)

エ 視力検査(スクリーノスコープにて)

オ 聴力検査(1,000HZ・4,000HZ)

カ 体重測定

キ 身長測定

ク 腹囲測定

ケ 胸部X線直接撮影 100mm

コ 肝機能検査(GOT GPT ALP γ -GTP 総ビリルビン)

サ 貧血検査(RBC WBC Hb Ht 血小板数)

シ 血中脂質検査(トリグリセライド、HDL コレステロール、LDL コレステロール)

ス 血糖検査(ヘモグロビン A1c)

セ 腎機能検査(UA・CRE)

ソ 心電図検査(12誘導)

*労働安全衛生規則第44条の健康診断の項目が改正された場合は、対処

すること。

4 業務の細目

健康診断等実施時における留意事項は、次のとおりとする。

(1) 問診

乙は、あらかじめ問診票を準備し、甲に提供し、健康診断実施 20 日前に本市係員の承認を受けた上納品する。

なお、問診する項目は、次のとおりとする。

ア 既往歴及び業務歴（疾病の調査、現在の状況等）

イ 自覚症状（感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系等の症状）

ウ 生活状況（食事の好物、飲酒、喫煙、睡眠、排泄、運動の有無等）

エ 家族歴（高血圧症、脳卒中、心臓疾患、糖尿病、肝疾患、癌、アレルギー疾患等、家族の既往症）

オ 服薬の有無とその種類

カ その他甲が別に定める場合は、乙と協議の上定めるものとする。

(2) 受付

本市職員が行うものとする。ただし、必要に応じて乙が行うものとする。

(3) 血圧測定

血圧測定は正確に測定する為に、受診者に事前に十分な安静を保持させ、安静座位の姿勢で上肢血圧を測定する。なお、血圧測定については混雑を避ける為、定期健康診断では 2 箇所設置する。

測定の結果、最大血圧 140mmHg 以上又は最小血圧 90mmHg 以上、最大血圧 90mmHg 以下の場合は、再度測定するものとする。

再測定の結果、当該血圧が同様の結果を示した場合は、医師による問診、打聴診及び触診を行い、自覚症状及び他覚所見の有無を確認する。この場合、あらかじめ問診により、受診者が高血圧症状の加療等を行っていることが判明しているときは、この限りではない。

(4) 尿検査（糖・蛋白・ウロビリノーゲン）

採尿には、乾いた清潔な容器を用意し測定する。

排尿口に付着していることがある皮膚表面の細菌などの混入を避ける為に、排尿途中の尿（中間尿）を採取するように指導する。また検査後の尿及び容器は、乙が責任をもって処分する。

(5) 視力検査

視機能検査器を使用し、設置場所は直射日光を避け、受診者が明るい方に背を向けるようにして、裸眼視力又は矯正視力のいずれかを測定する。ただし、受診者が希望した場合は、裸眼視力及び矯正視力のいずれも測定する。矯正した受診者が裸眼視力を希望した場合には、コンタクトレンズ

等 30 分以上取り外して受診させる。なお、視力検査については、混雑を避ける為、健康診断では 2 箇所設置する。

(6) 聴力測定

受診者の周囲の音が遮断されるよう環境に注意を払い、オーディオメーターを使用し、1,000HZ, 30db 及び 4,000HZ, 40db の純音を聞かせ、左右の耳を検査する。

(7) 体重測定

体重計を用いて測定する。

(8) 身長測定

身長計を用いて測定する。

(9) 腹囲測定

メジャー等を用いて測定する。

(10) 胸部 X 線直接撮影 100mm

巡回検診車を用い立位後前姿勢で、直接撮影法により撮影する。受診者が金属製品等を身につけていないか十分配慮し、撮影時にはあごを上げ、肩を下げ、ひじを軽く張り出すなどにより肩甲骨を外側に開く姿勢をとることや深く息を吸った状態で呼吸を停止させること等を必ず指導する。

(11) 血液検査

消毒液のアレルギーの有無について確認する。

感染予防の為、ディスポーザブル式の真空採血管を使用する。

検査に十分な採血が得られなかった場合は、再度採血する。

使用済みの採血器具等は、感染予防に十分配慮し検診機関が責任を持って処分する。なお、血液検査については、2 箇所設置する。

(12) 心電図検査

測定用の寝台を準備し、受診者が寒さを感じたり緊張したりしないように配慮する。

外部から電氣的に遮蔽し、受診者の体動や震えなどにより筋電図の混入や交流障害が起こらないよう各接合部を点検し、絶縁シートを下に敷く。また心電図の電源は他の機器とは別にとり必ずアースする。

安静時標準 12 誘導心電図を記録する。

5 健康診断の帳票等の納品

検診業務終了後、乙は甲に次の帳票を納品しなければならない。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 個人通知書（封入したもので氏名等が確認出来ること） | 1 部 |
| (2) 検診疾病分類一覧表 | 1 部 |
| (3) 健康診断結果一覧表（所見集計表） | 1 部 |

6 納品期限

前条に規定するものは、受診日から起算して 30 日以内に甲に納品しなければならない。

7 出力帳票等の詳細

前第 5 条に規定する帳票等の詳細は、次のとおりとする。

(1) 個人通知書

受診者の受診結果が記載されたもので、検査結果の解説を同封のうえ、密封されたものであること。

個人のプライバシー保護の観点から、紙質は、表面から内容が読み取ることができない程度の厚みあるいは彩色のあるものを使用し、受診者の氏名、所属が印字されたものであること。

納品部数は 1 部とし、納品時において通知書に表示誤りや破損等の箇所が発見された場合は、乙の負担において修正等を行い、速やかに再納品するものとする。

(2) 個人通知書の納品方法

個人通知書の納品については、分団毎にまとめて八尾市消防本部警防課消防団係に納めること。

(3) 全件受診リスト（当年度分のみ）

受診結果集計表は、受診者数、受診検査項目毎の数、受診検査項目毎の結果判定区分の集計がされた報告書であること。

(4) 健康診断結果一覧表（所見）

検診結果の所見及び検診結果を報告すること。

8 電算データの返却

検診業務終了後、乙は甲に電算データを返却しなければならない。

以 上